

きじみ事業者認定制度 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人日本障がい者就労支援協会のきじみ事業者認定制度の実施に関して必要な事項を定めるものとします。

(目的)

第2条 障がい者の雇用や就労支援、および生活支援を積極的に実施する企業、法人及び団体等を「きじみ事業者認定」(以下、登録事業者)として登録し、その取り組みを広く周知を図り、協会と事業者が協力して、障がい者の就労支援、並びに障がい者の雇用、および生活支援を一層拡大することを目的とします。

(取組)

第3条 一般社団法人日本障がい者就労支援協会(以下「協会」という。)は、次の各号の取組を通してきじみ事業者認定制度の普及啓発に努める。

- (1) 登録事業者へのきじみ事業者認定ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という)の交付とその積極的な使用。
- (2) 登録事業者の障がい者雇用および生活支援等に関する取組をホームページやその他の広報媒体による情報発信。
- (3) 協会が取り組む障がい者施策や就労促進、生活支援に関する情報発信。

(登録事業者の取組)

第4条 登録事業者は、次の各号の取組を通してきじみ事業者認定制度の普及啓発に努める。

- (1) ロゴマークを法人、団体案内や名刺等に使用する等の普及啓発。
- (2) 自らが取り組む障がい者雇用や就労促進、および生活支援に関する情報発信。
- (3) その他、協会が実施する障がい者の雇用又は就労支援および生活支援施策への協力。

(登録の要件)

第5条 協会は、別に定める要件を満たしている事業者を「きじみ事業者認定」として登録することができる。

(登録の申請)

第6条 前条の登録を受けようとする事業者(就労継続支援A型事業所を除く)は、「きじみ事業者認定登録申請書」に次の書類を添えて、協会に提出するものとする。

- (1) 事業の概要がわかる書類。
- (2) 障がい者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づく報告義務がある事業者は、登録申請日の直前に国へ報告した障がい者雇用状況報告書の写し。

(3) その他、協会が必要とする書類。

(登録の決定)

第7条 協会は、事業者から提出された申請書の内容を審査し、第5条の登録をするときは「きじみ事業者認定認定証」(以下「認定証」という。)を認定事業者に交付するものとする。

2 協会は前項の審査のため、当該事業者に現地調査を求めることができるものとする。

3 登録の有効期限は、登録日から起算して2年を経過した日以降における最初の3月31日までとする。

(登録の更新)

第8条 登録事業者が登録の更新を希望するときは、有効期限日の6か月前から10日前までの間に、申請を行うものとする。

2 前項の手続等については、第6条及び前条を準用する。

(登録の変更)

第9条 登録事業者は、次の各号に該当するときは、「きじみ事業者認定変更届」により変更の届けを提出しなければならない。

(1) 事業者の名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(登録の辞退)

第10条 協会は、登録事業者から「きじみ事業者認定辞退届」により、登録辞退の届けがあったときは、これを受領するものとする。

2 登録を辞退する事業者は「認定証」を協会に返還しなければならない。

(登録の取消し)

第11条 協会は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取消すことがある。

(1) 第5条の要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) その他、登録事業者として適当でない事由が生じたとき。

2 協会は、前項に基づき取消すときは、登録事業者に通知する。

3 登録を取消した事業者は「認定証」を協会に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。